

第 2 1 警報設備

(危政令第 2 1 条)

1 自動火災報知設備

危省令によるほか、別添第 6 - 2 「警報設備に関する運用指針」の 1 による。

2 非常ベル装置、拡声装置、警鐘

非常ベル装置、拡声装置、警鐘は、施行令第 24 条第 4 項及び施行規則第 25 条の 2 第 2 項の基準の例により設ける。